

諮問番号 平成30年度諮問第47号（平成30年10月29日諮問）

審査庁 国税庁長官

事件名 退職手当支給制限処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、審査請求人の退職に係る退職手当管理機関であるA国税局長（以下「処分庁」という。）から国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項に基づき、退職手当の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）を受けたことに対し、これを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

##### （1）国家公務員法

国家公務員法（昭和22年法律第120号）82条1項は、職員が各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる旨規定し、1号において、同法若しくは国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）又はこれらの法律に基づく命令等に違反した場合を、3号において、国民全体の

奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合を掲げる。

## (2) 退職手当法

退職手当法2条1項は、退職手当を、常時勤務に服することを要する国家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に支給すると定めているが、同時に、12条1項において、退職をした者が、懲戒免職等処分を受けて退職をした者（同項1号）などに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者等に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる旨規定する。

そして、退職手当法12条1項の「政令で定める事情」について、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）17条は、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」と規定する。

## 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成8年に国家公務員として採用され、平成16年から国税徴収官として勤務していた。
- (2) 審査請求人は、妻及び実母の平成21年分から平成28年分までの所得税等の確定申告を代行するに当たり、源泉徴収税額等を過大に記載するなどにより、虚偽の内容の申告書を作成・提出し、このうち、平成21年分から平成27年分までの合計338万5437円の還付金を不正に取得（以下「本件非違行為」という。）した。
- (3) 処分庁は、平成29年6月16日、審査請求人に対し、国家公務員法82条1項1号及び3号の規定に基づき、懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）を行った。

（懲戒処分書、決裁文書中の懲戒処分の一覧）

- (4) 処分庁は、平成29年6月16日、審査請求人に対し、退職手当法12条1項の規定により、本件処分を行った。

（退職手当支給制限処分書）

(5) 審査請求人は、平成29年9月15日、国税庁長官（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書、審査請求書の補正書）

(6) 審査庁は、平成30年10月29日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

（諮問書）

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の趣旨は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件処分は、審査請求人が不正に得た還付金等を既に弁済していること、事情聴取等にも誠実に対応していること、A国税局長表彰を受彰する等これまでの勤務成績は良好で懲戒処分等の罰もないこと、長年勤め上げた実績等の事情を正当に考慮しておらず、処分庁に与えられた裁量権の行使につき社会通念上著しく妥当性を欠いている。

還付金は、同居する祖母及び実母の医療費補填及び若手職員に対する援助費に費消したものである。

国税庁監察官の取調べに対し言い逃れの準備をしたというのは心外である。突然に監察官室に出頭し、あたかも凶悪殺人犯を取り調べるような威圧的・強権的な言動を擁するに至れば、いかなる者でも、その場限りの言い訳をすることは、容易に想像できる。

(2) 本件懲戒免職処分は取り消されるべきであり、当該処分を前提とした、本件処分は違法であるから、取り消されるべきである。本件には関わりのないことであるが、本件以上に懲戒免職に相当する事案を知っている。

（審査請求書、審査請求書の補正書、反論書）

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見と同旨である。

1 事実関係等に基づき、「国家公務員退職手当法の運用方針」（昭和60年4月30日総人第261号。以下「本件運用方針」という。）12条関係各号に照らして、本件処分を行う際に勘案すべき各事情を検討すると、以下のとおりである。

(1) 「退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、本件運用方針12条関係2号に照らすと、本件非違は、退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合として規定されている同号のイからニまでのいずれにも該当しないことから、退職手当等の一部を支給しないこととする処分とすべき理由はない。

(2) 「退職をした者が占めていた職の職務及び責任」について、本件非違

は、違反行為について刑事罰が規定されている税法に基づき、納税者に対して徴収事務を行う税務職員による源泉所得税額等の不正還付であり、本件運用方針12条関係3号に照らし、加重すべき事情はあれ、軽減すべき事情は認められない。

(3) 「退職をした者の勤務の状況」について、審査請求人は、過去に類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けた事実はないことから、本件運用方針12条関係4号に照らし、加重すべき事情は認められない一方、軽減すべき事情も認められない。

(4) 「当該非違に至った経緯」について、不正に還付を受けた資金の用途について審査請求人と処分庁は主張を異にするが、そのいずれであったとしても、本件非違を正当化する理由とはならないことから、本件運用方針12条関係5号に照らし、軽減すべき情状は認められない。

(5) 「非違後における退職をした者の言動」について、非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった事実は認められない一方、非違行為の実行者を審査請求人の妻であることにするための事後工作を行ったことがうかがわれる。

これらの点を本件運用方針12条関係6号に照らすと、加重すべき事情はあれ、軽減すべき事情は認められない。

(6) 「非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について、税務職員による源泉所得税額等の不正還付が新聞各紙において報道されることを通じて税務行政に対する国民の理解と信頼を著しく損ない、今後の税務行政に多大な影響を及ぼすものであることから、本件運用方針12条関係7号に照らし、加重すべき事情はあれ、軽減すべき事情は認められない。

(7) 以上を踏まえると、本件運用方針に照らしても、本件処分が相当と認められ、本件処分には、何ら違法な点は認められず、退職手当法施行令17条に規定されている「一般の退職手当等の全部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情」が正当に考慮されていないとの審査請求人の主張には理由がないと認められる。

2 審査請求人は、本件審査請求において、本件処分に先行してなされた本件懲戒免職処分の違法を理由として、本件処分の取消しを求めている。

本件懲戒免職処分には重大かつ明白な瑕疵は認められないことから、本件懲戒免職処分の違法を理由として本件処分の取消しを求める審査請求人の主張は認められない。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 退職手当支給制限処分の趣旨及び処分に当たり考慮すべき事情について

審査請求人は、本件非違行為により、国家公務員法82条1項1号及び3号の規定により懲戒免職処分を受けて退職をした者であるところ、懲戒免職処分を受けて退職をした者に対し、退職手当法12条1項の規定に基づいて一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分（以下「退職手当支給制限処分」という。）をするに当たっては、退職手当法施行令17条により、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響を勘案すべきものとされている。

退職手当支給制限処分は、公務員の非違行為が公務における過去の功績を没却する程度に非難されるべきものであるときに、公務の公正性とこれに対する国民の信頼を維持するための制裁として行われる処分と解されるが、退職手当は、勤続報償的な性格とともに、賃金の後払い的性格や生活保障的な性格もあるので、退職手当法施行令17条は、退職手当支給制限処分をするには、同条に掲げる事情を総合的に検討するとしているものである。

これらの広範な事情を踏まえて処分を行うについては、基本的には退職手当管理機関の裁量に委ねられているというべきであるが、当該退職手当管理機関の裁量権の行使に基づく処分が、社会通念上著しく妥当を欠き、その裁量権を逸脱又は濫用したと認められる場合には、その処分が違法というべきである。

## 3 本件について認められる事情

本件については、以下の事情が認められる。

本件非違行為は、審査請求人が妻及び実母の平成21年分から平成28年分までの所得税等の確定申告を代行するに当たり、不正に超過納付税額の還付金を得るため、真実の源泉徴収税額より過大な虚偽の源泉徴収税額等を記載した確定申告書を電子申告の方法により提出し、平成21年分から平成27年分までの所得税につき合計338万5437円の還付金を不正に取得したというものであるが、平成22年1月23日に平成21年分の確定申告についての還付金不正請求をしたのを皮切りに、その後毎年8年間にもわたり、同様の非違行為を繰り返したもので、不正に取得した金額は合計330万円

以上に及んでいる。

本件非違行為に至った経緯について、審査請求人は、本件審査請求において、同居する祖母及び実母の医療費補填及び若手職員に対する援助費に費消した旨主張しているが、国税庁監察官に対する申述（申述記録書（平成29年5月24日実施））によれば、遊興費欲しさが動機である旨具体的に申述しており、不正に取得した還付金の相当部分を実際に遊興費に費消していることが認められるので、本件非違行為に至ったのは主に遊興費を得る目的であったと認められる。

審査請求人は、平成16年7月から国税徴収官として、平成28年1月から上席国税徴収官として勤務していた者であり、滞納者に対する督促を行う立場にある者が、確定申告書に虚偽の記載をし、不正な還付金取得を繰り返したという本件非違行為は、税務行政に対する国民の信頼を大きく損なうものである。

これらの事情に照らすと、審査請求人が、本件非違行為発覚後は反省し、不正に取得した還付金も弁償していること、平成8年にA国税局に採用されて以降退職までの間懲戒処分等を受けることなく勤務しており、本件処分がなければ支給された退職手当は855万円余りであること等の事情を考慮しても、退職手当を全部不支給とした本件処分が違法又は不当であるとまで認めることはできない。

#### 4 付言

処分庁は、本件運用方針に基づいて本件処分を行っているものであるが、本件運用方針は、上記退職手当法施行令17条の趣旨に沿って運用される限りにおいて妥当性を有するものである。

本件運用方針は、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、全部不支給が原則である旨規定し、その上で、一部不支給にとどめることを検討すべき事情を掲げているところ、上記退職手当法施行令17条の趣旨に照らすと、全部不支給処分をする場合であっても、一部不支給にとどめることを検討すべき事情を十分に参酌すべきは当然である。

本件において、審査請求人の勤務の状況や非違行為に至った経緯等も参酌した上で本件処分を行ったというのであれば、処分の理由として、かかる事情も参酌した上での総合考慮の結果の処分であることが理解できるような説明を行うべきである。

#### 5 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史